

中小企業の設備投資を応援します！ 「先端設備等導入計画」に関する説明会

経済産業省・中小企業庁では、中小企業の生産性革命実現のため、中小企業の新たな設備投資を、**固定資産税の特例措置（最大3年間ゼロ～1/2）**や、補助金の優先採択等により支援するため、本年6月6日に「生産性向上特別措置法」を施行したところです。

本法では、中小企業が設備投資を通して労働生産性の向上を図る「先端設備等導入計画」を策定し、市区町村が認定することで、各種の支援が受けられることになっております。

関東経済産業局では、中小企業の皆様向けに、「先端設備等導入計画」に関する説明及び質疑応答の機会を設けますので、ご関心のある方は、是非ご参加ください。

参加無料

事前申込制

* 定員になり
次第締切

定員400名

「先端設備等導入計画」のスキーム

固定資産税が最大
3年間ゼロ！*

ものづくり補助金等
審査時の加点あり！*

* 各措置を受けるためには、中小企業の規模や設備の種類等の条件があります。



【支援措置】

- ▶ 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援（地方税法に基づき課税標準を3年間ゼロ～1/2間で市町村の定める割合に軽減）
- ▶ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）
- ▶ 認定事業者に対する補助金における優先採択（審査時の加点）

経営革新等支援機関

例・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・土業等の専門家 等

事前確認
(必須)

開催概要

日時：平成30年6月27日（水）10:30～12:00（10:00 受付開始）

会場：さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂（詳細は裏面）

主催：経済産業省 関東経済産業局

プログラム

- (1) 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」について
- (2) 質疑応答
- (3) その他

お申し込み方法

関東経済産業局HP内「参加登録フォーム」よりお申し込みください。

<http://www.kanto.meti.go.jp/>

⇒ 施策のご案内 > 中小企業支援 > 生産性向上特別措置法

会場



さいたま新都心
合同庁舎1号館

<住所>

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館

<交通アクセス>

- JR京浜東北線、上野東京ライン(高崎線・宇都宮線)「さいたま新都心」駅
下車 徒歩約5分 (改札を出て左、2階通路で庁舎につながっています)
- JR埼京線「北与野」駅
下車 徒歩10分 (改札を出て右の階段で2階通路へ、庁舎につながっています)

★来庁の際には、公共交通機関をご利用ください。

2階入口の右手に説明会会場の「講堂」があります

お問合せ

関東経済産業局
産業部 中小企業課 先端設備等導入計画担当
TEL : 048-600-0394